

PCB 廃棄物等の掘り起こし調査マニュアル  
(第 3 版)

平成 28 年 12 月

---

### 改訂履歴

版数	作成	改訂内容
第1版	平成26年8月	・「未処理のPCB使用製品及びPCB廃棄物の掘り起こし調査マニュアル（第1版）」として作成
第2版	平成28年8月	・「2. 掘り起こし調査の手順」にフォローアップ調査に関する要領を追加
第3版	平成28年12月	・タイトルを「PCB廃棄物等の掘り起こし調査マニュアル」に変更 ・「2. 掘り起こし調査の手順」のフォローアップ調査に関する要領に一部追加 ・「3. 掘り起こし調査完了に向けた作業手順」を追加

## 1. 本マニュアルの目的

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成 13 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 5 条第 2 項の規定により、都道府県及び法第 26 条第 1 項の政令で定める市（以下「都道府県市」という。）は、区域内におけるポリ塩化ビフェニル廃棄物（以下「PCB 廃棄物」という。）の状況を把握するとともに、PCB 廃棄物の確実かつ適正な処理が行われるように必要な措置を講ずることに努めなければならないとされており、また、法第 11 条の規定により、都道府県知事（法第 26 条第 1 項の政令で定める市にあっては市長（以下、単に「都道府県知事」という。）は、事業者に対し、PCB 廃棄物の確実かつ適正な処理の実施を確保するために必要な指導及び助言をすることができることとされている。また、平成 28 年 5 月の法改正により、高濃度 PCB 廃棄物の保管事業者に対し、中間貯蔵・環境安全事業株式会社（以下「JESCO」という。）の事業エリアごとの計画的処理完了期限の 1 年前までに高濃度 PCB 廃棄物の処分を義務付け、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品（以下「高濃度 PCB 使用製品」という。）の所有事業者に対し、計画的処理完了期限の 1 年前までに高濃度 PCB 使用製品の廃棄を義務付けた。さらに、法第 24 条において、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物であることの疑いのある物を保管する事業者その他の関係者に対し、都道府県知事による報告徴収及び立入検査等を行うことができることとしたところである。

また、JESCO を活用した変圧器、コンデンサー等、安定器、及びその他汚染物等の処理については、平成 26 年 6 月 6 日に変更したポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画（以下「基本計画」という。）において、従来の事業対象地域を越えて各 PCB 処理事業所の処理対象物等を定め、変更前の基本計画から処理に係る期間を延長したが、現状推計し得る高濃度 PCB 廃棄物の量及び JESCO の処理施設の処理能力等を勘案し、新たに計画的処理完了期限及び事業終了準備期間を設けた。さらに、平成 28 年の法改正に伴い、政府一丸となって取り組むため、同年 7 月 26 日に基本計画の変更を閣議決定し、掘り起こし調査について、各都道府県市においては、具体的な目標期日を定め、処分期間内に一日でも早く調査を終えることが求められ、国としても各都道府県市の取組を支援するとともに、その進捗状況のフォローアップを行うこととし、国、都道府県市、電気保安関係者等の関係者間の連携を一層強化することとした。

法で定められた期限は必ず達成すべき期限であり、国、都道府県市、保管事業者、処分業者等の関係者が一日も早いその達成に向けて、あらゆる努力を払うことが必要である。

法及び基本計画に基づき、都道府県市においては、国、PCB 使用製品を製造した者、電気保安関係等の事業者、JESCO 等と協力し、管内における未処理の PCB 使用

製品及び PCB 廃棄物を網羅的に把握する、いわゆる掘り起こし調査を行った上で、特に高濃度 PCB 廃棄物については未処理事業者の一覧表を作成し、当該一覧表に掲載された事業者に対し、処分又は廃棄の時期を確認するとともに、処分期間内に、一日も早く JESCO への処分委託が行われるよう、必要な指導等を行う必要がある。

掘り起こし調査については、これまで、多くの都道府県市において、実施されているところであり、このような既存の知見を踏まえ、掘り起こし調査の効率的な調査、事業者への確認及び指導等の基本的な手法等について、平成 26 年 8 月に「未処理の PCB 使用製品及び PCB 廃棄物の掘り起こし調査マニュアル（第 1 版）」（以下、「掘り起こし調査マニュアル（第 1 版）」という。）を取りまとめたところである。

~~掘り起こし調査マニュアル（第 1 版）では、アンケート調査の結果、未達事業者（不在郵便）以外の未返信事業者（アンケート調査票の返信のなかった事業者）に対しては、電話連絡、文書送付等により、アンケート調査票の返信について督促を図るほか、PCB 廃棄物の届出及び処理期限内における適正な処理についての普及啓発文書等による連絡・通知を図ることなども考えられ、都道府県市の実情に応じた対応が有効であると考えられると記載されている。~~

~~本マニュアルは、掘り起こし調査マニュアル（第 1 版）に示した掘り起こし調査における未達事業者以外の未返信事業者（アンケート調査票の返信のなかった事業者）に対する効果的・効率的な掘り起こし調査方法の基本的な手法をフォローアップ調査として追加し、取りまとめるとともに、参考として未達事業者に対する掘り起こし調査方法についても追記したものである。~~

その後、掘り起こし調査マニュアル（第 1 版）に、未達事業者（不在郵便）以外の未回答事業者（アンケート調査票の返信のなかった事業者）に対する効果的・効率的な掘り起こし調査の基本的な手法をフォローアップ調査として追加するとともに、未達事業者に対する掘り起こし調査方法についても追記し、平成 28 年 8 月に「未処理の PCB 使用製品及び PCB 廃棄物の掘り起こし調査マニュアル（第 2 版）」（以下、「掘り起こし調査マニュアル（第 2 版）」という。）を取りまとめたところである。

本マニュアルは、掘り起こし調査マニュアル（第 2 版）に示した掘り起こし調査の手順を踏まえ、定められた期限内に処理を完了するために必要な項目の一つである掘り起こし調査の完了へ向けた作業手順を追加し、取りまとめるとともに、その進捗状況の把握指標について追記したものである。

なお、本マニュアルでは自家用電気工作物設置者を対象としているため、調査以前に自家用電気工作物の使用を廃止した事業者等に対しては、PCB 廃棄物の問題が顕在化した当時に保管・所有していた事業者の情報等を活用した追跡調査を行うことや広く社会一般に PCB 廃棄物の問題を周知・広報することで届出を促す必要があり、関係者との連携した取組の強化が重要である。

都道府県市におかれては、本マニュアルを参考にしつつ、地域の実情を踏まえた創意工夫を行った上で、具体的な目標期日を定め、進捗状況を把握しつつ、効果的・

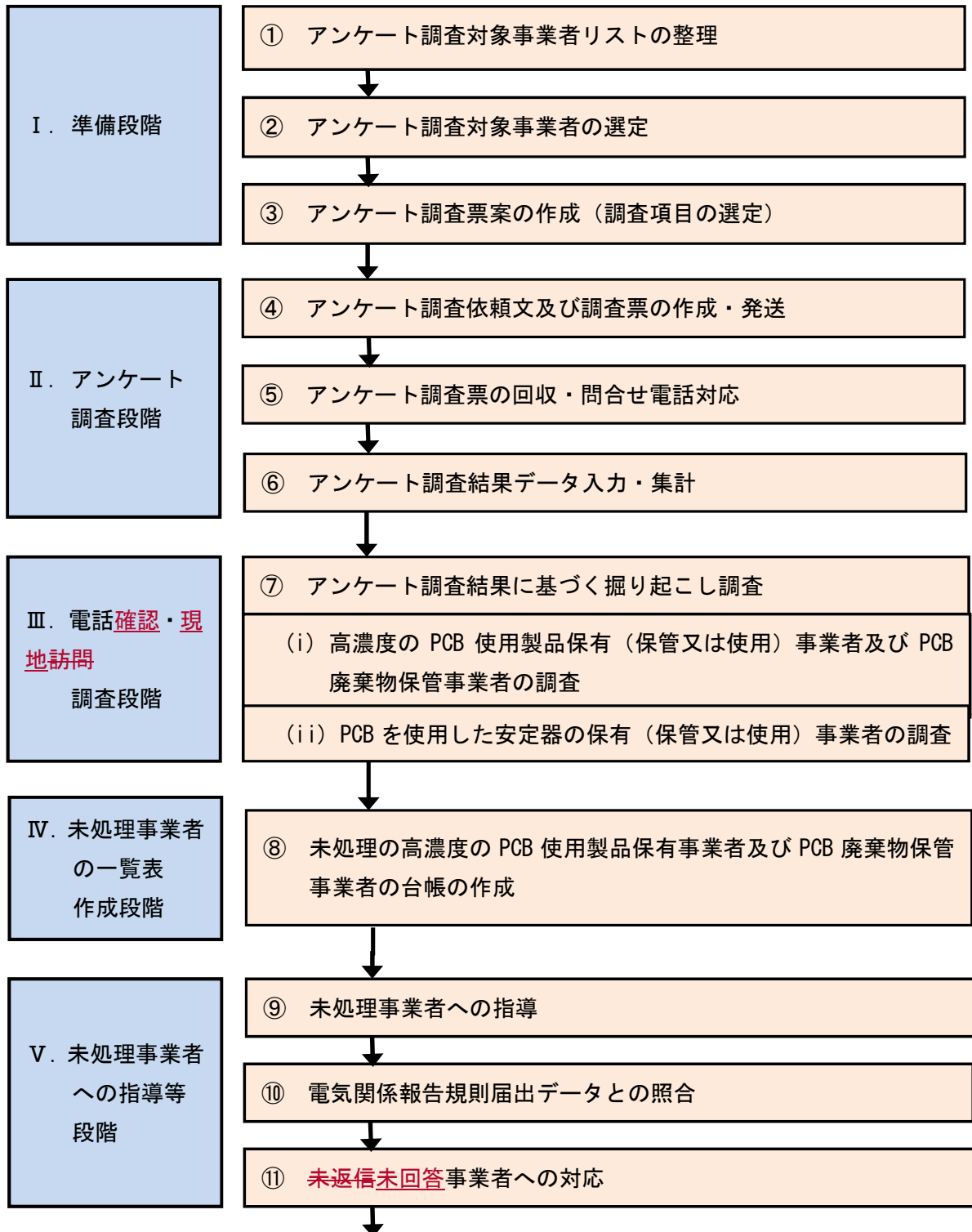
効率的な掘り起こし調査を実施し、完了することにより、処分期間及び計画的処理完了期限内での PCB 廃棄物の 1 日も早い処理完了を達成するため、必要な指導等を実施していただきたい。

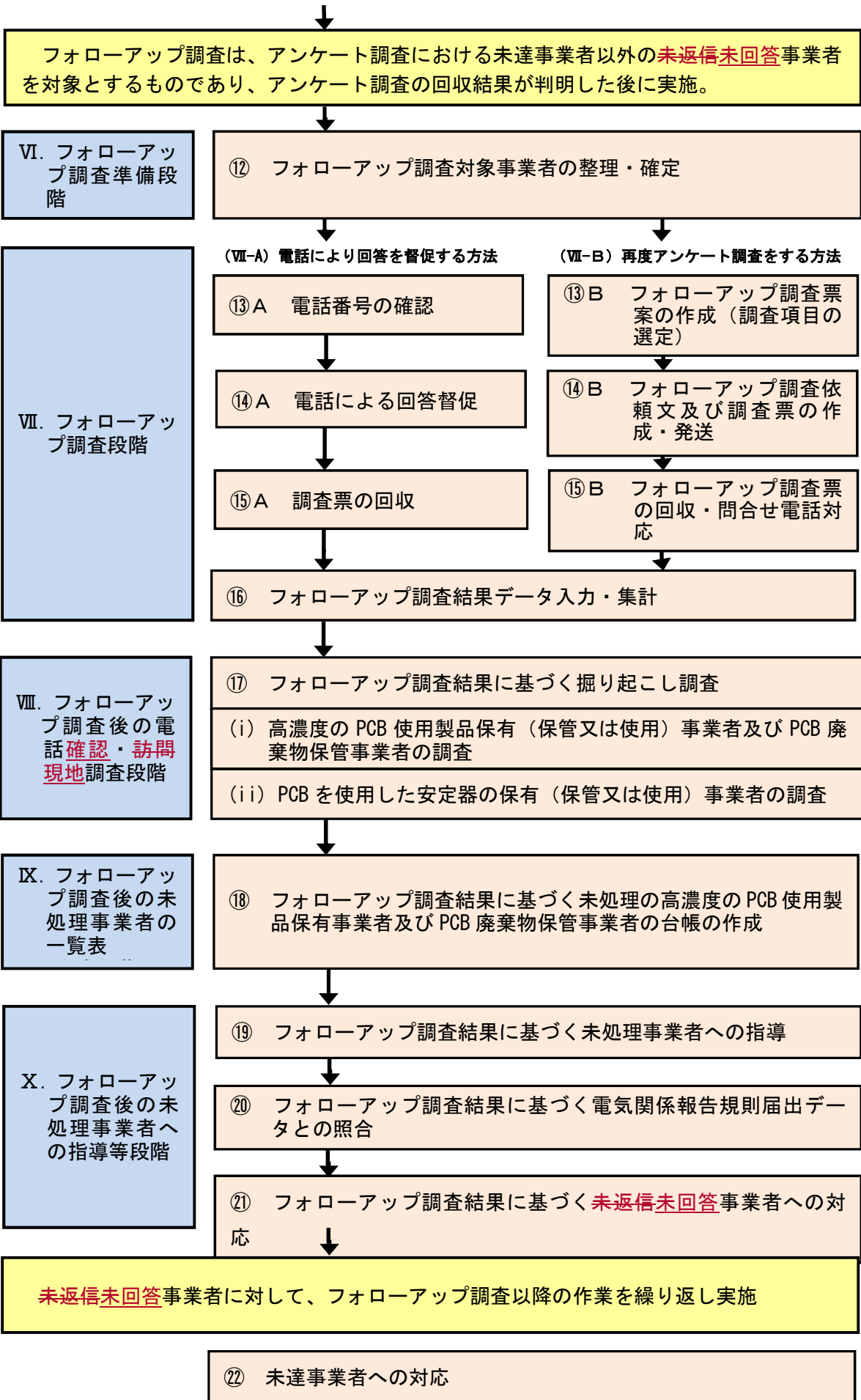
また、都道府県市において、自家用電気工作物設置者以外のデータを活用して掘り起こし調査を実施する場合でも、本マニュアルに示した掘り起こし調査の手順に準じて実施することが望ましい。

## 2. 掘り起こし調査の手順

### (1) 調査フロー

掘り起こし調査の標準的な調査フローは次のとおりであり、I. 準備段階、II. アンケート調査段階、III. 電話確認・現地訪問調査段階、IV. 未処理事業者の一覧表作成段階、V. 未処理事業者への指導等段階、VI. フォローアップ調査準備段階、VII. フォローアップ調査段階、VIII. フォローアップ調査後の電話確認・訪問現地調査段階、IX. フォローアップ調査後の未処理事業者の一覧表作成段階、X. フォローアップ調査後の未処理事業者への指導等段階の10段階から構成される。





## (2) 調査内容

### I. 準備段階

#### ① アンケート調査対象事業者リストの整理

掘り起こし調査は、調査対象事業者に対し、PCB 使用製品の使用状況及び PCB 廃棄物の保管状況を、アンケート調査票を送付することにより直接照会する必要があり、まずは、当該調査票を送付すべきアンケート調査対象事業者リストを整理する必要がある。

調査対象事業者の選定に当たっては、一般に、PCB 使用製品が事業の用に供するものであることから、総務省「経済センサスー基礎調査結果」を使用し、調査対象都道府県市内の事業者をもれなく調査することが前提となり得るが、平成 24 年度に「経済センサスー基礎調査結果」を使用して環境省が関係自治体と連携し実施した掘り起こし調査によれば、変圧器・コンデンサーの保有（保管及び使用）事業者は、調査対象事業者の約 5%と極めて少ないことが明らかとなっている。

このため、平成 25 年度に環境省が関係自治体と連携し実施した掘り起こし調査においては、調査効率を向上するため、変圧器・コンデンサーの使用が明らかな電気事業法に基づく「自家用電気工作物設置者」を対象とした調査を実施することによって、調査対象事業者が全て変圧器・コンデンサーを保有していることとなり、平成 24 年度調査に比べ調査効率が大きく向上された。実際、調査対象事業者の約 46%から返信があったが、当該事業者の全てが変圧器・コンデンサーを保有していた。

これらを踏まえると、アンケート調査対象事業者は、原則、「自家用電気工作物設置者」を対象とすることが適当である。

また、PCB を使用した安定器の掘り起こし調査についても、当該安定器の使用が事業の用に供する施設に限定されていることから、「自家用電気工作物設置者」と当該安定器の使用・保管者は概念上ほぼ重なっていると考えられ、これらに対してアンケート調査することで基本的に調査対象事業者は網羅されているものと考えられる。

さらに、アンケート調査対象事業者以外の事業者に対しては、別途、PCB 廃棄物の計画的処理についての普及啓発を行うことで、掘り起こし調査を補完することが可能と考えられる。

なお、平成 28 年の法改正に伴い、電気事業法上の電気工作物に該当する高濃度の PCB 使用製品については、電気事業法に基づき規制を行うこととなり、掘り起こし調査についても経済産業省が所管することとなったため、同事業者を対象とする PCB 廃棄物の掘り起こし調査について、情報共有等の連携を強化することが重要である。また、「自家用電気工作物設置者」リストの入手については、電気事業法を所管する経済産業省から提供を受けることになる（当面、環境省が提供を受け、各都道府県市に配布することとなる。）。



上記の他、都道府縣市管内の全ての事業者への調査や自家用電気工作物設置者を対象とする別のアンケート調査を実施する際に、併せて掘り起こし調査を行うことも効率的であるが、当該調査では、対象が限定される場合は、自家用電気工作物設置者以外の事業者等に対し、別途掘り起こしアンケート調査を実施することが適当である。

## ② アンケート調査対象事業者の選定

自家用電気工作物設置者においては、既に法に基づく届出がなされている場合が相当数あることから、効率的な調査を実施するため、①の工程により選定したアンケート調査対象事業者リストと法に基づく届出事業者リストとを照合することにより、法に基づく届出済みの事業者を除外し、法に基づく届出がなされていない事業者のみをアンケート調査対象事業者として選定する。

なお、「自家用電気工作物設置者」リストでは、同一設置者で複数の事業所を届出・管理している場合があるため、同一事業者の事業所を集約し整理することにより、効率的な調査が可能となる。

## ③ アンケート調査票案の作成（調査項目の選定）

PCB 使用製品の使用状況及び PCB 廃棄物の保管状況、とりわけ JESCO での処理対象となる高濃度の PCB 使用製品及び PCB 廃棄物を掘り起こすことを目的に調査項目を選定する。

参考までに、環境省が平成 26 年度に関係自治体と連携し実施した掘り起こし調査の調査項目は次のとおりである（別添 1 参照）。

- a. PCB 廃棄物特別措置法に基づく届出の有無
- b. 変圧器やコンデンサーの保有の有無について
  - ・使用を終えて保管している変圧器やコンデンサー
  - ・使用中の変圧器やコンデンサー
- c. 変圧器、コンデンサー等の保有台数について
- d. 使用を終えて保管している安定器について
- e. PCB が含まれている安定器の使用について

## II. アンケート調査段階

### ④ アンケート調査依頼文及び調査票の作成・発送

各都道府縣市において、アンケート調査依頼文及び調査票を作成し、アンケート調査対象事業者に発送する。

依頼文及び調査票には、事業者への注意喚起のため、PCB 含有機器は法及び基本計画で、届出が義務付けられていること、定められた期限までに処理しなければならないこと、意図的に届出や処分をしない場合は罰則が適用され

ることなど、及び、各都道府県市の処分期間及び計画的処理完了期限並びに低濃度(微量)PCB 廃棄物の処理期限を記載することが適当である。

なお、アンケート調査依頼文及び調査票には、調査の内容や記入方法等についての問合せ先を記載しておく必要があるとともに、銘板等による高濃度の PCB 使用製品及び PCB 廃棄物の判別方法について説明し、アンケート調査の返信に当たり、電気設備にむやみに近づかない旨の留意事項を記載しておく必要がある(別添2参照)。

また、「掘り起こし調査票の提出」を「PCB 特措法に基づく届出」と勘違いしている事業者が多く存在するため、事業者が誤解しないよう周知することが必要である。

#### ⑤ アンケート調査票の回収・問合せ電話対応

アンケート調査依頼文及び調査票を受領した事業者からは、調査の内容や記入方法等についての問合せが多数寄せられることから、アンケート調査票を回収するとともに、調査票発送と同時にヘルプデスクを設置して電話問い合わせ対応を行うことが適当である。また、アンケート調査の概要等をホームページに掲載するとともに、ホームページ URL を調査票等に掲載することも有効と考えられる。

ヘルプデスクの設置に当たっては、必要電話回線及び対応要員を確保するとともに、事前に想定問答を準備しておくことが望ましい(別添3参照)。

環境省がこれまで実施した掘り起こし調査におけるヘルプデスクでの問い合わせ電話対応件数及び調査票回収状況は以下のとおりである。

この結果、アンケート調査の調査票回収率は未達事業者を除き(有効事業者数)50%程度となっている。

ヘルプデスクでの問い合わせ電話対応件数

	対象事業者数	設置電話回線 及び対応要員数	開設期間	問い合わせ件数
平成 24 年度調査	20,903 件	5 回線・5 人	2 週間	約 400 件
平成 25 年度調査	167,617 件	10 回線・10 人	2 週間	約 5,000 件
平成 26 年度調査	29,247 件	5 回線・5 人	2 週間	約 900 件
平成 27 年度調査	55,533 件	10 回線・10 人	3 週間	約 1,600 件

注記：(1) 対応要員数については、監督者及び交代要員を考慮すると、2~3 人の増員が必要である。

調査票回収状況

	対象事業者数	有効事業者数	回収事業者数	回収率
平成 24 年度調査	20,903 件	19,789 件	9,423 件	47.6%
平成 25 年度調査	167,617 件	145,548 件	77,306 件	53.1%
平成 26 年度調査	29,247 件	26,001 件	14,332 件	55.1%
平成 27 年度調査	55,533 件	50,954 件	32,651 件	64.1%

注記：(1) 有効事業者とは、未達事業者（不在郵便）以外の事業者をいう。

(2) 平成 24 年度調査の対象事業者は、総務省「平成 21 年経済センサス基礎調査結果」に基づいて選定した。

(3) 平成 25, 26, 27 年度調査の対象事業者は、経済産業省提供の「自家用電気工作物設置者リスト」に基づいて選定した。

(4) 平成 27 年度調査においては、フォローアップ調査（A 案：電話による回答督促）を実施しており、平成 25, 26 年度調査と比較して回収率が向上した。

**⑥ アンケート調査結果データ入力・集計**

アンケート調査結果を取りまとめるために、返信されたアンケート調査票の記載内容の入力・集計作業を行う。

III. **電話確認・訪問現地調査段階**

**⑦ アンケート調査結果に基づく掘り起こし調査**

**(i) 高濃度の PCB 使用製品保有（保管又は使用）事業者及び PCB 廃棄物保管事業者の調査**

⑥において取りまとめた調査結果から、これまで都道府県市において把握されていない高濃度の PCB 使用製品保有事業者及び PCB 廃棄物保管事業者である可能性を考慮し、以下の類型に該当する事業者を抽出する。

- a. 法に基づく届出がなされていないにもかかわらず、高濃度の PCB 使用製品を保有又は PCB 廃棄物を保管している事業者
- b. 法に基づく届出がなされておらず、濃度不明の PCB 使用製品を保有又は PCB 廃棄物を保管している事業者
- c. 高濃度の PCB 使用製品を保有又は PCB 廃棄物を保管しているが、法に基づく届出がなされているか不明である事業者
- d. 濃度不明の PCB 使用製品を保有又は PCB 廃棄物を保管しており、法に基づく届出もなされているか不明である事業者

抽出後、事業者名称及び住所から法に基づく届出データとの照合を行い、法に基づく届出がなされている事業者を除外する。

残った事業者について、電話**確認連絡**、**現地訪問**調査等により、高濃度の PCB 使用製品及び PCB 廃棄物の保有状況を確認し、未処理の高濃度の PCB 使用製品保有事業者及び PCB 廃棄物保管事業者を整理する。

#### (ii) PCB を使用した安定器の保有（保管又は使用）事業者の調査

⑥において取りまとめた調査結果から、これまで都道府県市において把握されていない PCB を使用した安定器の保有事業者である可能性を考慮し、以下の類型に該当する事業者を抽出する。

- a. 法に基づく届出がなされていないにもかかわらず、PCB を使用した安定器を保有している事業者
- b. 法に基づく届出がなされておらず、PCB を使用しているか不明の安定器を保有している事業者
- c. PCB を使用した安定器を保有しているが、法に基づく届出がなされているか不明である事業者
- d. PCB を使用しているか不明の安定器を保有しており、法に基づく届出もなされているか不明である事業者

抽出後、事業者名称及び住所から法に基づく届出データとの照合を行い、法に基づく届出がなされている事業者を除外する。残った事業者について、電話確認連絡、現地訪問調査等により、PCB を使用した安定器の保有状況を確認し、未処理の PCB を使用した安定器の保有事業者を整理する。

#### IV. 未処理事業者の一覧表作成段階

##### ⑧ 未処理の高濃度の PCB 使用製品保有事業者及び PCB 廃棄物保管事業者台帳の作成

未処理の高濃度の PCB 使用製品保有事業者及び PCB 廃棄物保管事業者の台帳を作成する。

- a. 事業者番号（都道府県市名＋番号（例：北海道 0001）とすることが望ましい）
- b. 事業者名称
- c. 連絡先
- d. PCB 使用製品又は PCB 廃棄物の種類（変圧器・コンデンサー・安定器等の別）
- e. PCB 使用製品又は PCB 廃棄物の容量、寸法、重量及び個数
- f. 使用中又は保管中の別
- g. 処理予定年月（後述） 等

#### V. 未処理事業者への指導等段階

##### ⑨ 未処理事業者への指導

抽出した未処理の高濃度の PCB 使用製品保有事業者及び PCB 廃棄物保管事業者に対し、次のとおり、必要な指導等を行う。

- a. PCB 廃棄物保管事業者に対し、法に基づく届出指導

- b. 未処理の高濃度の PCB 使用製品保有事業者に対し、廃棄物となった場合、JESCO への処理委託を処分期間内に行う必要がある旨を伝達
- c. 未処理の高濃度の PCB 使用製品保有事業者及び PCB 廃棄物保管事業者に対し、処理予定年月の照会（⑧において作成する台帳記載事項）
- d. c. において把握した処理予定年月が JESCO の処分期間内において、一日でも早期に処理委託がなされるよう必要な指導

なお、未処理事業者に対する指導等は、電話確認連絡、現地訪問調査、立入検査等によることが想定されるが、それ以外の方法として、電気保安関係等の保管事業者と関係のある事業者団体等を通じて連絡・通知を図ることや、文書送付による連絡・通知を図ることなども考えられ、都道府県市の実情に応じた対応が有効であると考えられる。

#### ⑩ 電気関係報告規則届出データとの照合

高濃度の PCB 使用製品を保有している事業者について、事業者名称及び住所から電気関係報告規則届出データとの照合を行い、高濃度の PCB が使用された自家用電気工作物を保有しているものの、電気関係報告規則に基づく届出がなされていない事業者を確認し、産業保安監督部から指導できるよう情報提供を行う。

なお、電気関係報告規則届出データは、平成 17 年 4 月 1 日付け環産発第 050401001 号「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法に基づく届出制度と電気事業法に基づく届出制度の連携について」に基づき、各都道府県市の地域を所管する産業保安監督部から入手する。

#### ⑪ 未返信未回答事業者への対応

未達事業者（不在郵便）以外の未返信未回答事業者（アンケート調査票の返信のなかった事業者）に対しては、電話連絡、文書送付等により、アンケート調査票の返信について督促を図る他、PCB 廃棄物の届出及び処分期間内における適正な処理についての普及啓発文書等による連絡・通知を図ることなども考えられ、都道府県市の実情に応じた対応が有効であると考えられる。

未返信未回答事業者への対応として行うフォローアップ調査の基本的手法を以下に示す。

### VI. フォローアップ調査準備段階

フォローアップ調査は、アンケート調査における未返信未回答事業者を対象とするものであり、アンケート調査の回収結果が判明した後に実施する。

#### ⑫ フォローアップ調査対象事業者の整理・確定

アンケート調査における未返信未回答事業者を調査対象とする。

## Ⅶ. フォローアップ調査段階

フォローアップ調査の方法は、(A案) 電話により回答を督促する方法と、(B案) 再度アンケート調査を行う方法が考えられる。

### (A案) 電話により回答を督促する方法

#### ⑬A 電話番号の確認

**未返信未回答**事業者の電話番号を確認する。電話番号が不明の場合は WEB 情報等により可能な範囲で電話番号を調査する。

#### ⑭A 電話による回答督促

電話により、既に発送した「PCB 含有機器保有調査」に関して、調査票の回答をしていただいたかどうかの確認で連絡した旨伝えるとともに、調査の趣旨を説明し、回答の返信を督促する。

督促電話時においては、既に回答済みの事業者である場合も考えられることから、きめ細かな対応に留意する必要がある。また、調査票の再送付の要請がある場合には再送付する。

#### ⑮A 調査票の回収

電話により調査に協力いただけると回答があった事業者から、調査票を回収する。

環境省がこれまで実施したフォローアップ調査 (A案) における調査票回収状況 (回答督促電話結果) は以下のとおりである。

調査票回収状況 (回答督促電話結果)

平成 27 年度調査 (回答督促電話)	回答督促電話開始前		回答督促電話終了後	
	<b>未返信未回答</b> 事業者数	有効回答事業者数	<b>未返信未回答</b> 事業者数	有効回答事業者数
	28,650 件	22,145 件	18,303 件	32,651 件
回答率	43.6%		64.1%	

### (B案) 再度アンケート調査を行う方法

#### ⑬B フォローアップ調査票案の作成 (調査項目の選定)

アンケート調査で**未返信未回答**であったことから、できるだけ簡便に PCB 使用製品の使用状況及び PCB 廃棄物の保管状況を確認することを目的に調査



項目を選定する。

参考までに、環境省が平成 26 年度に関係自治体と連携し実施した未返信未回答事業者に対するフォローアップ調査では、できるだけ簡便に回答・返信ができることを狙い、調査票に返信はがきを採用し、調査項目を次のとおりとした（別添 4 参照）。

- a. PCB 廃棄物特別措置法に基づく届出の有無
- b. 使用を終えて保管している変圧器やコンデンサー等及び PCB 機器の有無
- c. 使用中の変圧器やコンデンサー等及び PCB 機器の有無
- d. 使用を終えて保管している安定器について
- e. PCB が含まれている安定器の使用について

#### **⑭B フォローアップ調査依頼文及び調査票（返信はがき）の作成・発送**

各都道府県市において、フォローアップ調査依頼文及び調査票（返信はがき）を作成し、フォローアップ調査対象事業者に発送する。

依頼文及び調査票には、事業者への注意喚起のため、PCB 含有機器は法及び基本計画で、届出が義務付けられていること、定められた期限までに処理しなければならないこと、意図的に届出や処分をしない場合は罰則が適用されることなど、及び、各都道府県市の処分期間及び計画的処理完了期限並びに低濃度(微量)PCB 廃棄物の処理期限を記載することが適当である。

なお、依頼文及び調査票（返信はがき）には、調査の内容や記入方法等についての問合せ先を記載しておく必要があるとともに、フォローアップ調査の返信に当たり、電気設備にむやみに近づかない旨の留意事項を記載しておく必要がある。

さらに、回答・返信がない場合には、電話による問い合わせをする場合がある旨を記載しておく必要がある（別添 5 参照）。

また、依頼文及び調査票（返信はがき）の発送にあたっては、発送前に事業者に対して電話で、フォローアップ調査の趣旨を伝えるとともに、調査への協力を要請することが有効である。

また、発送後に説明会を開催することも正確な回答を得る上で有効である。

#### **⑮B フォローアップ調査票（返信はがき）の回収・問合せ電話対応**

フォローアップ調査票（返信はがき）を受領した事業者からは、調査の内容や記入方法等についての問合せが多数寄せられることから、フォローアップ調査票（返信はがき）を回収するとともに、ヘルプデスクを設置して電話問い合わせ対応を行うことが適当である。また、アンケート調査の概要等をホームページに掲載するとともに、ホームページ URL を調査票等に掲載することも有効と考えられる。

ヘルプデスクの設置に当たっては、必要電話回線及び対応要員を確保するとともに、事前に想定問答を準備しておくことが望ましい（別添2参照）。

なお、フォローアップ調査において回答が得られない事業者に対しては電話確認、現地調査等を含むフォローアップ調査を、残りの処分期間を考慮し、可能な限り繰り返し実施することにより、連絡が取れない事業者は確実に減少することが見込めることから、限られた期間を有効に活用してフォローアップ調査を繰り返し実施することが重要である。

また、環境省がこれまで実施したフォローアップ調査（B案）におけるヘルプデスクでの問合せ電話対応件数及び調査票回収状況は以下のとおりである。

ヘルプデスクでの問合せ電話対応件数

	対象事業者数	設置電話回線 及び対応要員数	開設期間	問い合わせ件数
平成 26 年度調査 (フォローアップ調査)	13,833 件	5 回線・5 人	2 週間	約 500 件

注記：(1) 対応要員数については、監督者及び交代要員を考慮すると、2～3 人の増員が必要である。

調査票回収状況

	対象事業者数	有効事業者数	回収事業者数	回収率
平成 26 年度調査 (フォローアップ調査)	13,833 件	12,916 件	6,055 件	46.9%

注記：(1) 有効事業者とは、未達事業者（不在郵便）以外の事業者をいう。

(2) 平成 26 年度調査の対象事業者は、経済産業省提供の「自家用電気工作物設置者リスト」に基づいて実施した平成 25 年度アンケート調査における未返信未回答事業者とした。

この結果、アンケート調査における未返信未回答事業者を対象としたフォローアップ調査の調査票回収率は 50%程度となっており、アンケート調査の結果と合わせると全体の調査票回収率は 70～75%程度が見込まれる。

## ⑩ フォローアップ調査結果データ入力・集計

フォローアップ調査結果を取りまとめるために、返信されたフォローアップ調査票の記載内容の入力・集計作業を行う。



## VIII. フォローアップ調査後の電話確認・現地訪問調査段階

### ⑰ フォローアップ調査結果に基づく掘り起こし調査

#### (i) 高濃度の PCB 使用製品保有（保管又は使用）事業者及び PCB 廃棄物保管事業者の調査

⑯において取りまとめたフォローアップ調査結果から、これまで都道府県市において把握されていない高濃度の PCB 使用製品保有事業者及び PCB 廃棄物保管事業者である可能性を考慮し、以下の類型に該当する事業者を抽出する。

- a. 法に基づく届出がなされていないにもかかわらず、高濃度の PCB 使用製品を保有又は PCB 廃棄物を保管している事業者
- b. 法に基づく届出がなされておらず、濃度不明の PCB 使用製品を保有又は PCB 廃棄物を保管している事業者
- c. 高濃度の PCB 使用製品を保有又は PCB 廃棄物を保管しているが、法に基づく届出がなされているか不明である事業者
- d. 濃度不明の PCB 使用製品を保有又は PCB 廃棄物を保管しており、法に基づく届出もなされているか不明である事業者

抽出後、事業者名称及び住所から法に基づく届出データとの照合を行い、法に基づく届出がなされている事業者を除外する。

残った事業者について、電話確認連絡、現地訪問調査等により、高濃度の PCB 使用製品及び PCB 廃棄物の保有状況を確認し、未処理の高濃度の PCB 使用製品保有事業者及び PCB 廃棄物保管事業者を整理する。

#### (ii) PCB を使用した安定器の保有（保管又は使用）事業者の調査

⑯において取りまとめたフォローアップ調査結果から、これまで都道府県市において把握されていない PCB を使用した安定器の保有事業者である可能性を考慮し、以下の類型に該当する事業者を抽出する。

- a. 法に基づく届出がなされていないにもかかわらず、PCB を使用した安定器を保有している事業者
- b. 法に基づく届出がなされておらず、PCB を使用しているか不明の安定器を保有している事業者
- c. PCB を使用した安定器を保有しているが、法に基づく届出がなされているか不明である事業者
- d. PCB を使用しているか不明の安定器を保有しており、法に基づく届出もなされているか不明である事業者

抽出後、事業者名称及び住所から法に基づく届出データとの照合を行い、法に基づく届出がなされている事業者を除外する。残った事業者について、電話確認連絡、現地訪問調査等により、PCB を使用した安定器の保有状況を確認し、未処理の PCB を使用した安定器の保有事業者を整理する。

## Ⅷ. フォローアップ調査後の未処理事業者の一覧表作成段階

### ⑱ フォローアップ調査結果に基づく未処理の高濃度の PCB 使用製品保有事業者及び PCB 廃棄物保管事業者台帳の作成

⑧で作成した台帳に、フォローアップ調査結果に基づく掘り起こし調査の結果を加え、最新の未処理の高濃度の PCB 使用製品保有事業者及び PCB 廃棄物保管事業者の台帳を作成する。

- a. 事業者番号（都道府縣市名＋番号（例：北海道 0001）とすることが望ましい）
- b. 事業者名称
- c. 連絡先
- d. PCB 使用製品又は PCB 廃棄物の種類（変圧器・コンデンサー・安定器等の別）
- e. PCB 使用製品又は PCB 廃棄物の容量、寸法、重量及び個数
- f. 使用中又は保管中の別
- g. 処理予定年月（後述） 等

## Ⅸ. フォローアップ調査後の未処理事業者への指導等段階

### ⑲ フォローアップ調査結果に基づく未処理事業者への指導

⑩で抽出した未処理の高濃度の PCB 使用製品保有事業者及び PCB 廃棄物保管事業者に対し、次のとおり、必要な指導等を行う。

- a. PCB 廃棄物保管事業者に対し、法に基づく届出指導
- b. 未処理の高濃度の PCB 使用製品保有事業者に対し、廃棄物となった場合、JESCO への処理委託を処分期間内に行う必要がある旨を伝達
- c. 未処理の高濃度の PCB 使用製品保有事業者及び PCB 廃棄物保管事業者に対し、処理予定年月の照会（⑩において作成する台帳記載事項）
- d. c. において把握した処理予定年月が JESCO の処分期間内において、一日でも早期に処理委託がなされるよう必要な指導

なお、未処理事業者に対する指導等は、電話確認連絡、現地訪問調査、立入検査等によることが想定されるが、それ以外の方法として、電気保安関係等の保管事業者と関係のある事業者団体等を通じて連絡・通知を図ることや、文書送付による連絡・通知を図ることなども考えられ、都道府縣市の実情に応じた対応が有効であると考えられる。

### ⑳ フォローアップ調査結果に基づく電気関係報告規則届出データとの照合

⑩で抽出した高濃度の PCB 使用製品を保有している事業者について、事業者名称及び住所から電気関係報告規則届出データとの照合を行い、高濃度の

PCB が使用された自家用電気工作物を保有しているものの、電気関係報告規則に基づく届出がなされていない事業者を確認し、産業保安監督部から指導できるよう情報提供を行う。

なお、電気関係報告規則届出データは、平成 17 年 4 月 1 日付け環廃産発第 050401001 号「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法に基づく届出制度と電気事業法に基づく届出制度の連携について」に基づき、各都道府県市の地域を所管する産業保安監督部から入手する。

#### ⑳ フォローアップ調査結果に基づく未返信未回答事業者への対応

未達事業者（不在郵便）以外の未返信未回答事業者（フォローアップ調査票の返信のなかった事業者）に対しては、電話連絡、文書送付等により、フォローアップ調査票の返信について督促を図る他、PCB 廃棄物の届出及び処分期間内における適正な処理についての普及啓發文書等による連絡・通知を図ることなども考えられるが、都道府県市の実情に応じて、Ⅶ. フォローアップ調査段階以降の作業を繰り返し実施することが有効であると考えられる。

#### ㉑ 未達事業者への対応

未達事業者への対応としては、電話により事業者の存在を確認したのち、再度アンケート調査を行う方法が有効と考えられる。

電話番号が判明している未達事業者に対しては、電話により、既に発送した「PCB 含有機器保有調査」に関して、調査票が返送されてきたことから連絡した旨伝えるとともに、事業者の移転等の有無を確認する。事業者の存在が確認された場合には、調査の趣旨を説明し、調査への協力を依頼する。調査に協力いただける事業者に対して調査票を送付して回答を回収する。

電話番号が不明の未達事業者については、WEB 情報(地図、タウンページ等)等を活用して連絡先を調査し、連絡先が判明した事業者に対して、同様の方法により対応する。

### 3. 掘り起こし調査完了に向けた作業手順

掘り起こし調査については、各都道府県市において具体的な目標期日を定め、処分期間内に一日でも早く調査を終えることが求められている。

掘り起こし調査の完了に向けては、全ての調査対象事業者に対して、アンケート調査、電話確認、現地調査等何らかの方法により連絡を取り、高濃度 PCB 廃棄物及び高濃度 PCB 使用製品の有無の確認を実施することとする。

ここでいう調査対象事業者とは、「2. 掘り起こし調査の手順 (2) I ②アンケート調査対象事業者の選定」でいうアンケート調査対象事業者をいい、自家用電気工作物設置者から必要に応じて法に基づく届出済みの事業者、複数の事業所を管理している事業者を集約整理した事業者、明らかな調査対象外の事業者、他の調査により既に高濃度 PCB 廃棄物及び高濃度 PCB 使用製品の有無が確認できている事業者等開始時点で調査対象外とした事業者を除外したものをいう。

以降、掘り起こし調査完了に向けた作業においては、この調査対象事業者を基本として、進捗管理を行うものとする。

#### (1) 作業手順及び作業内容

全ての調査対象事業者事業者に対する連絡の方法としては以下の手順が考えられ、これらの各段階について具体的な目標期日を定めて、掘り起こし調査を完了するよう取り組むことが求められる。

##### (a) 手順1 アンケート調査

全ての掘り起こし調査対象事業者に対して、アンケート調査を実施する。

アンケート調査の具体的な要領については、「2. 掘り起こし調査の手順」を参照のこと。

##### (b) 手順1-1 アンケート調査回答事業者に対する高濃度 PCB 廃棄物等確認調査

アンケート調査で回答が得られた事業者に対して、電話確認、現地調査等により高濃度 PCB 廃棄物及び高濃度 PCB 使用製品の有無の確認を実施する。

高濃度 PCB 廃棄物及び高濃度 PCB 使用製品の有無の確認は、機器の製造者、製造年、型式等の銘板情報により行うことになるが、現場確認の他、写真、台帳等による確認も有効である。

##### (c) 手順2 アンケート調査未回答事業者に対するフォローアップ調査

アンケート調査で回答が得られなかった事業者に対して、調査票の再送付、電話確認、現地調査等何らかの方法により連絡を取ってフォローアップ調査を実施する。

フォローアップ調査の具体的な要領については、「2. 掘り起こし調査の手順」

を参照のこと。

**(d) 手順 2-1 フォローアップ調査回答事業者に対する高濃度 PCB 廃棄物等確認調査**

フォローアップ調査で回答が得られた事業者に対して、「手順 1-1」と同様に、電話確認、現地調査等により高濃度 PCB 廃棄物及び高濃度 PCB 使用製品の有無の確認を実施する。

**(e) 手順 2-2 繰り返しフォローアップ調査**

アンケート調査及びフォローアップ調査において回答が得られない事業者に対しては、電話確認、現地調査等を含むフォローアップ調査を残りの処分期間を考慮した上で繰り返し実施する。

フォローアップ調査を繰り返し実施することにより、回答が得られない事業者は確実に減少することが見込めることから、限られた期間を有効に活用してフォローアップ調査を繰り返し実施することが重要である。

**(f) 手順 3 未達事業者に対する連絡先確認調査**

アンケート調査で宛先不在のため調査票が返送されてきた未達事業者に対して、地図情報検索、WEB 情報検索、電話情報検索、現地調査等何らかの方法により連絡先確認調査を実施する。

連絡先確認調査の方法としては、上記検索方法の他、地域の関係団体等の関係者の協力を得るなどして追跡するものとする。

連絡先確認調査で、移転、廃業等により明らかに存在が認められず、その後の行方も把握できない場合については、調査対象事業者から除外するものとする。

なお、移転・廃業が確認された場合でも、当時の役員等が持ち帰って自宅保管したり、他都道府県市に移動させている場合があるので、可能な範囲で調査する。

**(g) 手順 4 連絡先が確認できた未達事業者に対するアンケート調査**

未達事業者のうち連絡先が確認できた事業者に対して、アンケート調査を実施する。

アンケート調査の具体的な要領については、「2. 掘り起こし調査の手順」を参照のこと。

**(h) 手順 4-1 連絡先が確認できた未達事業者アンケート調査回答事業者に対する高濃度 PCB 廃棄物等確認調査**

連絡先が確認できた未達事業者に対するアンケート調査で回答が得られた事業者に対して、「手順 1-1」と同様に、電話確認、現地調査等により高濃度 PCB 廃棄物及び高濃度 PCB 使用製品の有無の確認を実施する。



**(i) 手順5 連絡先が確認できた未達事業者アンケート調査未回答事業者に対するフォローアップ調査**

連絡先が確認できた未達事業者に対するアンケート調査で回答が得られなかった事業者に対して、調査票の再送付、電話確認、現地調査等何らかの方法により連絡を取ってフォローアップ調査を実施する。

フォローアップ調査の具体的な要領については、「2. 掘り起こし調査の手順」を参照のこと。

**(j) 手順5-1 連絡先が確認できた未達事業者フォローアップ調査回答事業者に対する高濃度 PCB 廃棄物等確認調査**

連絡先が確認できた未達事業者に対するフォローアップ調査で回答が得られた事業者に対して、「手順1-1」と同様に、電話確認、現地調査等により高濃度 PCB 廃棄物及び高濃度 PCB 使用製品の有無の確認を実施する。

**(k) 手順5-2 連絡先が確認できた未達事業者に対する繰り返しフォローアップ調査**

連絡先が確認できた未達事業者に対するアンケート調査及びフォローアップ調査において回答が得られない事業者に対しては電話確認、現地調査等を含むフォローアップ調査を、残りの処分期間を考慮し、可能な限り繰り返し実施する。

フォローアップ調査を繰り返し実施することにより、連絡が取れない事業者は確実に減少することが見込めることから、限られた期間を有効に活用してフォローアップ調査を繰り返し実施することが重要である。

**(l) 手順6 文書による最終通知**

アンケート調査及びフォローアップ調査を繰り返し実施したにもかかわらず連絡が取れない事業者について、最終的な通知文書を送付する。

なお、最終的な通知は、手順5までで連絡が取れなかった事業者のみならず、その他事業者にも行うことで、調査漏れを防止することに一定の効果があると考えられる。

文書による最終的な通知を行うにあたっては、フォローアップ調査を繰り返し実施し、事前の連絡を十分実施しておくことが重要である。

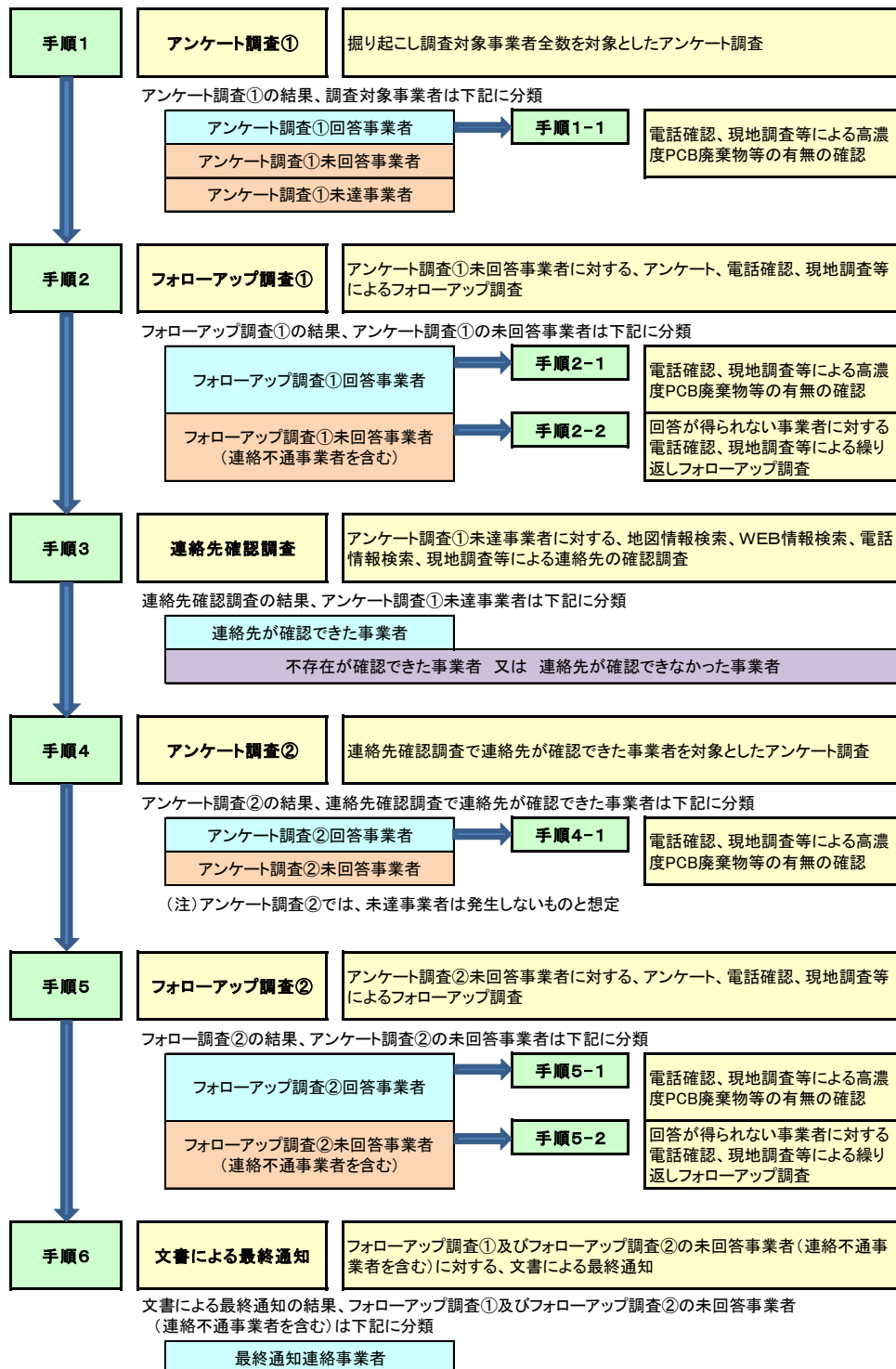
最終的な通知文書では、PCB 廃棄物は定められた期限までに処分しなければならないこと、高濃度 PCB 廃棄物の処理を行っている JESCO の操業には期限があり、高濃度 PCB 廃棄物は、計画的処理完了期限の1年前である処分期間を過ぎると、事実上処分することができなくなること、その場合、PCB 特措法に基づく改善命令が発出され、これに従わない場合には3年以下の懲役もしくは一千万円以下の罰金刑に処せられ、又はこれを併科されることになること等を説明するとともに、

複数回の連絡にも回答いただけなかったことから、高濃度 PCB 廃棄物及び高濃度 PCB 使用製品の掘り起こし並びに届出についての最終的な通知であることを明記することが必要である（別添6参照）。

また、最終通知文書は内容証明郵便で送付することも考えられる。

## (2) 作業手順フロー

作業手順の概略フローを以下に示す。



### (3) 掘り起こし調査の進捗管理と完了の考え方

掘り起こし調査の進捗は、調査対象の事業者総数に対してどれだけの事業者と連絡が取れ、回答が得られたことによって、管理することとする。

掘り起こし調査の進捗率は次式で算出する。

$$\text{掘り起こし進捗率} = \frac{a + d + h + j + l}{A - g} \times 100 \quad [\%]$$

算出にあたって使用する各作業段階における事業者数は以下のとおりとする。

#### ・掘り起こし調査対象事業者数

A = 電気工作物設置事業者数 (※)

(※) 自家用電気工作物設置者から必要に応じて法に基づく届出済みの事業者、複数の事業所を管理している事業者を集約整理した事業者、明らかな調査対象外の事業者、他の調査により既に高濃度 PCB 廃棄物及び高濃度 PCB 使用製品の有無が確認できている事業者等開始時点で調査対象外とした事業者を除外した数

新たに調査を行う等により対象事業者を追加した場合を除き、これ以降変更しない。

#### ・手順1 アンケート調査

a = アンケート調査回答事業者数

b = アンケート調査未回答事業者数

c = アンケート調査未達事業者数

#### ・手順2 アンケート未回答事業者に対するフォローアップ調査

d = フォローアップ調査回答事業者数 :

e = フォローアップ調査未回答事業者数 (連絡不通事業者を含む) :

#### ・手順3 未達事業者に対する連絡先確認調査

f = 連絡先 (存在) が確認できた事業者数 :

g = 連絡先 (存在) が確認できなかった事業者数 :

#### ・手順4 連絡先が確認できた事業者に対するアンケート調査

h = 連絡先が確認できた事業者アンケート調査回答事業者数

i = 連絡先が確認できた事業者アンケート調査未回答事業者数

連絡先が確認できた事業者アンケート調査未達事業者数【0 のはず】

#### ・手順5 連絡先が確認できた事業者に対するフォローアップ調査

j = 連絡先が確認できた事業者フォローアップ調査回答事業者数 :

k = 連絡先が確認できた事業者フォローアップ調査未回答事業者数 :

#### ・手順6 文書による最終的な通知

l = 最終通知連絡事業者数 :



手順1から手順5までの作業の間は、掘り起こし調査の進捗率は調査対象事業者総数に対する回答が得られた事業者の割合を示すこととなり、掘り起こし調査においてはこれを向上させるべく取り組むことが望まれるが、進捗率の向上以上に、調査対象事業者における高濃度 PCB 廃棄物及び PCB 使用製品の有無を確認することが重要である。

手順5までで進捗率が100%になることが望ましいが、これが困難な場合、手順6の文書による最終的な通知により全ての調査対象事業者に対して、連絡を取ったこととする。

掘り起こし調査にあたっては、各地域の処分期間及び計画的処理完了期限を踏まえ、各作業手順の実施計画を定めるとともに具体的な調査完了の目標期日を定め、処分期間内に一日でも早く掘り起こし調査を終えることが求められる。

# PCB含有電気機器の保有に関する調査票

PCB含有電気機器等は、PCB特措法及びPCB処理基本計画で定められた期限までに処理しなければなりません。

- 北九州事業エリア（沖縄県・九州・中国・四国 17県）の高濃度PCB廃棄物の処分期間及び計画的処理完了期限
  - PCB使用変圧器・コンデンサー等
    - 処分期間：平成30年3月31日
    - 計画的処理完了期限：平成31年3月31日
  - PCB安定器等・汚染物
    - 処分期間：平成33年3月31日
    - 計画的処理完了期限：平成34年3月31日
- 低濃度(微量)PCB廃棄物の処理期限：平成39年3月31日

使用中の電気設備については、接触等により感電の恐れがあり非常に危険ですので、調査のために設備に近づかないでください。

銘板記載内容を転記するなど、既に作成された書類により確認できる範囲で調査してください。

また、調査にあたっては、電気設備を管理している電気主任技術者に必ずご相談ください。

調査票の記入にあたっては、別紙1「高濃度PCB使用・不使用の判別方法」及び別紙2「安定器のPCB使用・不使用の判別方法」を参考にしてください。

## 記入者情報（記入者情報をご記入ください。）

記入内容について問い合わせさせていただくことがありますので、必ず連絡先（記入者氏名、電話番号）を記入してください。電気主任技術者の方の氏名、住所及び電話番号が記入者と同じ場合はそれぞれ「上記と同じ」と記入してください。

記入年月日	平成〇〇年 月 日 ( )		
事業所名			
事業所住所	〒		
記入者氏名		電話番号	- -
電気主任 技術者名	氏名		
	住所		
	電話番号		

調査票は、必要事項をご記入の上、同封の返信用封筒（切手不要）にて、平成〇〇年〇月〇〇日までに投函してください。平成〇〇年〇月〇〇日以降に投函された場合、事務局に到着せず、回答が無効となる恐れがあります。

### 【お問い合わせ窓口】

環境省業務委託先 公益財団法人産業廃棄物処理事業振興財団  
 環境省・〇〇県/市 PCB含有機器調査特設事務局  
 （電話 0120-000-000）

## 1. PCB廃棄物特別措置法に基づく届出の有無について

PCB廃棄物特別措置法に基づき、都道府県市に対し PCB 含有電気機器の保管状況について届出をされている場合は「あり」に、届出をされていない場合は「なし」に、○印をつけてください。

PCB廃棄物特別措置法の 届出の有無	( あり ・ なし )
-----------------------	-------------

## 2. 変圧器、コンデンサー等の保有の有無について

●下の写真に示す電気機器が変圧器、コンデンサーです。



変圧器



コンデンサー

●その他、計器用変成器、リアクトル、放電コイル、電圧調整器、整流器、開閉器、遮断器及び中性点抵抗器は変圧器類、避雷器（サージアブソーバー）はコンデンサー類としてください。

### ① 使用を終えて保管している変圧器、コンデンサー等について

使用を終えて保管している変圧器、コンデンサー等を保有していますか。  
保有している場合は「あり」に、保有していない場合は「なし」に、○印をつけてください。

使用を終えて保管している 変圧器、コンデンサー等の有無	( あり ・ なし )
--------------------------------	-------------

### ② 使用中の変圧器、コンデンサー等について

使用中の変圧器、コンデンサー等を保有していますか。  
保有している場合は「あり」に、保有していない場合は「なし」に、○印をつけてください。

使用中の 変圧器、コンデンサー等の有無	( あり ・ なし )
------------------------	-------------

### 3. 変圧器、コンデンサー等の保有台数について

以下の項目のうち、使用中の機器については、近づくと危険ですので、既に作成された書類により確認できる範囲でお答えください。

使用を終えて保管している変圧器、コンデンサー等及び使用中の変圧器、コンデンサー等の保有台数を記入ください。

① 高濃度のPCBを使用していると判別された機器の保管台数及び使用台数を「高濃度PCB」欄に記入してください。

高濃度PCBの使用・不使用については、別紙1「変圧器・コンデンサーの高濃度PCB使用・不使用の判別方法」により判別してください。各機器の製造年、型式情報から高濃度PCBが使用されていると判別された機器の台数を「高濃度PCB」欄に記入してください。

② 低濃度(微量)のPCBを含有していると判別された機器の保管台数及び使用台数を「低濃度PCB」欄に記入してください。

③ PCBが含まれていないと判別された機器の保管台数及び使用台数を「PCBなし」欄に記入してください。

④ PCB含有の有無が確認できない機器については「不明」欄に保管台数及び使用台数を記入してください。

PCB含有の有無	機器の種類	保管台数	使用台数
高濃度PCB	変圧器類	台	台
	コンデンサー類	台	台
低濃度(微量)PCB	変圧器類	台	台
	コンデンサー類	台	台
PCBなし	変圧器類	台	台
	コンデンサー類	台	台
不明	変圧器類	台	台
	コンデンサー類	台	台

## 4. **使用を終えて保管しているPCB使用安定器について**

- 安定器は、照明器具の裏側に設置され、電灯のちらつきを安定させる装置のことで、蛍光灯安定器、ナトリウム灯安定器、水銀灯安定器などがあります。下の写真に示す電気機器が安定器です。



使用を終えて保管している PCB 使用安定器は何台（又は何 kg）ありますか。  
PCB 含有の有無が不明な場合には、別紙2「安定器のPCB使用・不使用の判別方法」により判別してください。  
PCB使用安定器を保管していない場合は、「0」（ゼロ）を記入してください。

保管中の「PCBが使用された安定器」	台数 又は 重量
	台 ・ kg

## 5. **PCBが含まれている安定器の使用について**

- 業務用・施設用の照明器具を使用している場合で、建物を建築した時期が昭和52年（1977年）3月以前の場合は、照明器具の付属品である安定器にPCBが含まれている可能性があります。

事業所の建物を建築した時期は、昭和52年（1977年）3月以前ですか。  
建物の建築時期が昭和52年3月以前で、昭和52年3月以降に事業所の事務所ごとやフロアごとに照明器具(蛍光灯等)の交換工事を実施しましたか。

事業所の建物を建築した時期は昭和52年（1977年）3月以前である	（ はい ・ いいえ ）
建物の建築時期が昭和52年3月以前で昭和52年3月以降に事業所の事務所ごとやフロアごとに照明器具の交換工事を実施した	（ はい ・ いいえ ）

PCBが含まれている安定器について、使用中のものがありますか。  
PCB含有の有無が不明な場合には、別紙2「安定器のPCB使用・不使用の判別方法」により判別してください。  
確認できない場合には、「不明」を選択してください。

PCBが含まれている安定器を使用している。	（ はい ・ いいえ ・ 不明 ）
-----------------------	-------------------

調査終了です。ご協力ありがとうございました。

ご送付いただいた調査票は返却いたしません。

## 《 別紙 1 》

### 変圧器・コンデンサーの高濃度PCB使用・不使用の判別方法

使用中の電気設備については、接触等により感電の恐れがあり非常に危険ですので、調査のために設備に近づかないでください。

使用中の電気設備については、お手元にある書類により確認できる範囲で調査してください。

また、調査にあたっては、貴社の電気設備を管理している電気主任技術者に必ずご相談ください。

●下の写真に示す電気機器が変圧器、コンデンサーです。



変圧器



コンデンサー

- 「変圧器、コンデンサーが高濃度のPCBを使用しているか否か」については、お手元にある書類をもとに機器の製造年、型式が確認できる場合、右頁の「変圧器・コンデンサー判別リスト」で判別ください。
- 国内メーカーで昭和27年（1952年）以前及び昭和48年（1973年）以降に製造された機器については、高濃度のPCBを使用した機器はありません。



※この製造年別の判別は外国製など一部の機器については該当しない場合があります。

本別紙に記載した判別方法が分からない場合は、下記までお問い合わせください。

○環境省・○○県PCB含有機器調査事務局

(電話番号：0120-○○○-○○○)

※ PCBの使用について、明確に判別できなかった場合は、『不明』としてください。



# 【変圧器・コンデンサ判別リスト】

機器銘板に記載した表示記号等について、ご不明な点がございましたら、機器メーカーにお問い合わせください。なお、本表に記載していない機器メーカーも、高濃度のPCBを使用した機器を製造した可能性がありますので、本表に記載していない機器メーカーについては、その機器メーカーにお問い合わせください。

## ○変圧器 (トランス)

機器製造時のメーカー名 (銘板記載内容)	機器メーカー名 現在のメーカー名: 問い合わせ先	表示記号等 (下記の表示があれば高濃度のPCBを使用した機器)
㈱愛知電機工作所	愛知電機㈱	0568-35-1181
富士電機製造㈱	富士電機㈱	0120-24-9194
㈱日立製作所	日立製作所	0294-55-1130
北陸電機製造㈱	北陸電機製造㈱	076-475-1124
㈱明電舎	㈱明電舎	055-929-5601
三菱電機㈱	三菱電機㈱	0791-46-2384
日新電機㈱	日新電機㈱	075-864-8913
大塚変圧器㈱	㈱ダイヘン	06-6390-5513
㈱高岳製作所	㈱東光高岳	03-6371-4468
東光電氣㈱		
東京芝浦電氣㈱	㈱東芝	045-501-5300
中国電機製造㈱	中国電機製造㈱	050-5524-1344
㈱西島電機製作所	㈱西島電機製作所	077-562-0891

## ○コンデンサ

㈱日立製作所	㈱日立製作所	0294-55-1130
日立コンデンサ㈱	日立エアイン㈱	0285-74-1231
マルコン電子㈱	ケミコン山形㈱	0238-84-2134
二井電器㈱		
東京電器㈱		
松下電器産業㈱	パナソニック(株)	0763-33-5510
三菱電機㈱	三菱電機(株)	03-3218-6620
日本コンデンサ工業㈱	ニチコン(株)	075-241-5316
㈱関西二井製作所		
日新電機㈱	日新電機㈱	075-864-8913
㈱指月電機製作所	㈱指月電機製作所	0120-888-453
東京芝浦電氣(株)	㈱東芝	045-501-5300
中国電機製造㈱	中国電機製造㈱	050-5524-1344
㈱帝國エレクトロニクス製作所	(廃業)	問合せ先無し
古河電氣工業(株)	古河電氣工業(株)	03-3286-3306
東永電機工業(株)	トーエイ工業(株)	045-411-5191
日本通信工業(株)	日通エレクトロニクス(株)	026-246-6351

## 【高濃度のPCBを使用した機器を製造していない機器メーカー(例)の問い合わせ先リスト】

○変圧器 (トランス)	○その他の機器
北芝電機(株)	川崎電氣(株) (現: ㈱かわでん)
九州変圧器(株) (現: ㈱キユーヘン)	㈱三英社製作所
四国変圧器(株) (現: 四変テック(株))	㈱三社電機製作所
㈱トーヘン (現: 東京変圧器(株))	光商工業

0120-25-7867

0238-50-0233

03-3781-8129

0254-46-5335

0561-54-9314

044-380-7471

0940-34-3212

0877-33-2727

03-3732-6311

0280-92-0355

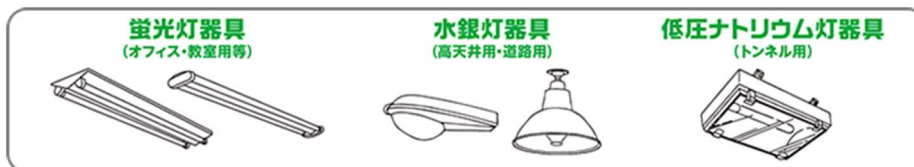
## 《 別紙 2 》

# 安定器のPCB使用・不使用の判別方法

- 下の写真に示す電気機器が安定器です。



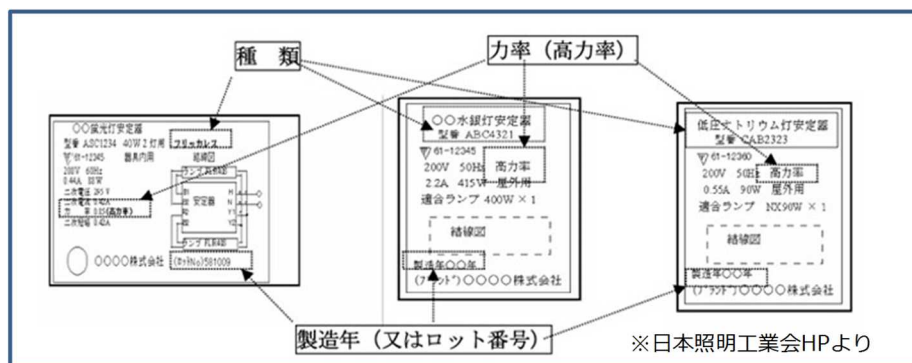
PCB使用安定器を使用した照明器具  
(昭和32年1月～昭和47年8月までに製造された、以下の器具の一部に使用)



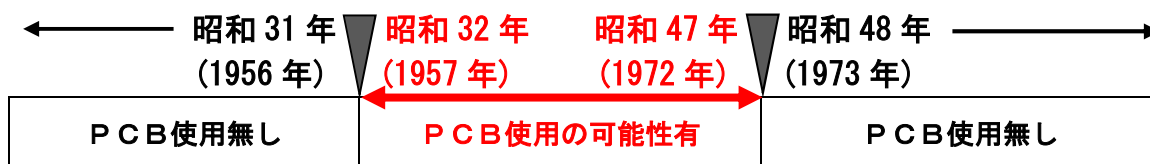
※日本照明工業会HPより

蛍光灯器具は、磁気式安定器が対象です。インバータ（電子）式安定器には、PCBは使用されておりません。また、一般家庭用の蛍光灯器具にはPCBは使用されておりません。

- 「安定器がPCBを使用しているか否か」については、**まず、ラベル内容（メーカー・種類・力率・製造年月など）を確認してください。**それに基づき、日本照明工業会HP (<http://www.jlma.or.jp/kankyo/pcb/index.htm>) で確認するか、メーカー窓口（右頁「安定器メーカー問合せ先リスト」を参照）へ問い合わせてください。



- 国内メーカーで昭和31年（1956年）以前及び昭和48年（1973年）以降に製造された安定器については、PCBを使用した安定器はありません。




※この製造年別の判別は外国製など一部の機器については該当しない場合があります。




- 建物については、昭和52年（1977年）3月までPCB使用安定器が設置された可能性があります。PCB使用安定器の発見事例を以下に示しますので参考にしてください。

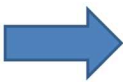
**安定器発見事例**

- ・照明更新の際に発見された。  
照明をLED照明に切り替える際に発見されることがあります。
- ・照明器具内に残っているのが発見された。  
直管LEDランプに交換している場合、器具内に古い安定器がそのまま残っていることがあります。
- ・天井裏や壁際から発見された。  
安定器が天井裏や工場等の壁際に設置されている場合、見逃すことがあるので注意が必要です。
- ・建屋工事の際に発見された。  
施設耐震工事の際に発見されることがあります。
- ・エレベーターから発見された。  
エレベーター照明にも安定器は使われています。



器具内に古い安定器が残っている例




**建物由来で探すことが重要です。**  
 建物を建築した時期が昭和52年（1977年）3月以前の場合は、安定器にPCBが含まれている可能性がありますので、調査の参考にしてください。

●安定器メーカー問合せ先リスト（日本照明工業会HPより作成）

（2016年4月現在）

	会社名	URL	問合せ先	電話番号
1	岩崎電気(株)	<a href="http://www.iwasaki.co.jp/NEWS/info/pcb/">http://www.iwasaki.co.jp/NEWS/info/pcb/</a>	CSセンター	048-554-1124
2	(株)梅電社(スター)	<a href="http://www.umedensha.co.jp/">http://www.umedensha.co.jp/</a>	大阪 東京	06-6333-0004 03-3944-1651
3	NECライティング(株)【旧：新日本電気】	<a href="http://www.nelt.co.jp/information/notice/2005-05-23.html">http://www.nelt.co.jp/information/notice/2005-05-23.html</a>	お客様相談室	0120-52-3205
4	オーデリック(株)【旧：オーヤマ照明/旧：大山電機工業】	<a href="http://www.odelic.co.jp/">http://www.odelic.co.jp/</a>	カスタマーサービス	03-3332-1123
5	(株)共進電機製作所	<a href="http://www.kyoshin-ewl.co.jp/">http://www.kyoshin-ewl.co.jp/</a>		06-6309-2151
6	コイズミ照明(株)	<a href="http://www.koizumi-llt.co.jp/form/seihin/form_index.php">http://www.koizumi-llt.co.jp/form/seihin/form_index.php</a>	品質保証部	072-986-5085
7	星和電機(株)	<a href="http://www.seiwa.co.jp/csr/pcb.html">http://www.seiwa.co.jp/csr/pcb.html</a>	品質保証部	0774-55-9318
8	大光電機(株)	<a href="http://www.lighting-daiko.co.jp/">http://www.lighting-daiko.co.jp/</a>	品質保証部 CSセンター	06-7711-3006
9	ダイヘン電設機器(株)ヘルメス機器工場【旧：ヘルメス電機】	<a href="http://www.shihen.co.jp/">http://www.shihen.co.jp/</a>	四変テック(株)電子機器事業部 営業部/品質管理部	0877-33-2323
※(ヘルメス電機、ダイヘンヘルメス事業部が製造した安定器とネオトランスに関してのみ対応)				
10	東芝ライテック(株)【旧：東京芝浦電気、旧：和光電気】	<a href="http://www.tlt.co.jp/tlt/contact/pcb/pcb.htm">http://www.tlt.co.jp/tlt/contact/pcb/pcb.htm</a>	東芝ライテック照明ご相談センター	0120-66-1048
11	(株)GSユアサ【旧：日本電池】	<a href="http://www.gs-yuasa.com/jp/contact/index.php">http://www.gs-yuasa.com/jp/contact/index.php</a>	お客様相談室	0120-43-1211
12	(株)光電器製作所	<a href="http://www.hikaridenki.com/">http://www.hikaridenki.com/</a>		06-6962-2681
13	日立アプライアンス(株) 【旧：日立照明/日立製作所の銘板もあります/】	<a href="http://www.lighting.hitachi-ap.co.jp/lighting/pcb/index.html">http://www.lighting.hitachi-ap.co.jp/lighting/pcb/index.html</a>	北日本営業所 関東 中部 関西 中四国 九州	022-266-1321 050-3154-3981 052-251-4075 050-3181-8227 082-240-6162 092-552-6511
14	藤井電機工業(株)	<a href="http://www.fujiiee.co.jp/">http://www.fujiiee.co.jp/</a>	技術部(PCB問合せ先) 営業担当	050-3802-3026 072-227-8125
15	扶桑電機工業(株)	<a href="http://www.fusodenki.co.jp/contents/corinfo/contact/">http://www.fusodenki.co.jp/contents/corinfo/contact/</a>	照明部	03-3474-1200
16	パナソニック(株)【旧：松下電器産業、旧：松下電工】	<a href="http://www2.panasonic.biz/es/lighting/pcb/index.html">http://www2.panasonic.biz/es/lighting/pcb/index.html</a>	パナソニック(株)	0120-878-365
17	パナソニック(株)【旧：三洋電機】	<a href="http://panasonic.co.jp/sanyo/environment/jp/">http://panasonic.co.jp/sanyo/environment/jp/</a>	お客様相談センター	
18	三菱電機照明(株)【旧：三菱電機】	<a href="http://www.mitsubishielectric.co.jp/group/mlf/info/pcb/index.html">http://www.mitsubishielectric.co.jp/group/mlf/info/pcb/index.html</a>	品質保証部サービス課	0467-41-2773
19	山田照明(株)	<a href="http://www.yamada-shomei.co.jp/">http://www.yamada-shomei.co.jp/</a>	カスタマーセンター	03-3253-4810
20	(株)リード	<a href="http://www.lead.co.jp/">http://www.lead.co.jp/</a>		048-529-2731

※上記内容は連絡なしに変更になる場合があります、その場合はご容赦ください。

\*\*\*\*\*

本別紙に記載した判別方法が分からない場合は、下記までお問い合わせください。

環境省・〇〇県PCB含有機器調査事務局

(電話番号：0120-〇〇〇-〇〇〇)

※ PCBの使用について、明確に判別できなかった場合は、『不明』としてください。

平成〇〇年〇月

自家用電気工作物設置者 各位

環境省・〇〇県

P C B 含有機器調査特設事務局

P C B 含有電気機器の保有に関する調査について（お願い）

日頃から、環境行政にご理解、ご協力いただき、厚くお礼申し上げます。

さて、環境省及び〇〇県では、県内における P C B（ポリ塩化ビフェニル）を含有している変圧器、コンデンサー、安定器等（以下、「P C B 含有電気機器」という。）の把握を進めているところです。

P C B 含有電気機器の保管事業者は、P C B 特別措置法に基づき、毎年、管轄自治体に保管等の状況に関する届出が義務づけられているとともに、P C B 処理基本計画で定められた期限内に処分を行わなければなりません。

北九州事業エリア（沖縄県・九州・中国・四国 17 県）の高濃度 P C B 廃棄物の計画的処理完了期限は、P C B 使用変圧器・コンデンサー等が平成 3 1 年 3 月 3 1 日、P C B 使用安定器等・汚染物が平成 3 4 年 3 月 3 1 日、また、低濃度（微量）P C B 廃棄物の処理期限は平成 3 9 年 3 月 3 1 日となっています。

このため、環境省及び〇〇県では、経済産業省の協力のもと、P C B 含有電気機器の使用及び保管に関する実態を把握し、期限内の処分完了に向けた今後の施策に役立つため、次のとおり本調査を実施することといたしました。

つきましては、ご多忙中とは存じますが、同封した調査票に必要事項をご記入の上、同封した返信用封筒（切手不要）にてご返送いただきますようお願い申し上げます。

本調査は、経済産業省の協力のもと、「自家用電気工作物設置者」の皆様へ送付し、実施しております。既に、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（P C B 廃棄物特別措置法）に基づき届出されている事業者の方におかれましても、ご面倒ですが本調査にご協力いただくようお願い申し上げます。

■ 本調査は、環境省及び〇〇県が実施しています。

■ 同封の調査票に必要事項をご記入の上、同封の返信用封筒（切手不要）にて、平成 〇〇 年 〇 月 〇〇 日（金）までに投函してください。

■ **使用中の電気設備**についての留意事項

- 接触等により感電の恐れがあり非常に危険ですので、調査のために設備に近づかないでください。
- 銘板記載内容を転記するなど、既に作成された書類により確認できる範囲で調査してください。
- 調査にあたっては、電気設備を管理している電気主任技術者に必ずご相談ください。

■ 調査の内容や記入方法等について、ご不明な点がございましたら、下記までお問い合わせください。

【お問い合わせ窓口】 環境省・〇〇県 P C B 含有機器調査特設事務局  
(電話) 0 1 2 0 - 〇〇〇 - 〇〇〇

受付は平成〇〇7 年〇月〇〇日までの平日 10 時～16 時とさせていただきます。

本調査は環境省の委託により公益財団法人産業廃棄物処理事業振興財団が実施しております。

## ヘルプデスクにおける想定問答の例

質問例	回答例
今回の調査目的は何か？	PCB を含む機器が事業所にあるかないかの調査をしている。
調査の結果を何に利用するのか？	PCB 廃棄物の処理を進めるための処理計画の推進に利用する。
当社に調査が届いたのはなぜか？	「自家用電気工作物設置者」の皆様には調査票を送付しているところ。
調査票の回答は義務か？ 法律等によるものなのか？	特に義務ではないが、PCB 廃棄物を保管している場合、法に基づく届出が必要になる。
PCB とは、どのようなものですか？	人体に有害な化学物質であり、今回の調査対象機器の変圧器・コンデンサー等の絶縁油として使用されているものがある。同封した判別方法によって、PCB を含む機器かどうか確認可能である。
PCB を含む、含まないの判断は？	同封した判別方法によって、PCB を含む機器かどうか確認可能である。
当社に対象機器はあるのか？	自家用電気工作物設置者ということは、電気設備機器が設置されているところであり、PCB を含む機器かどうかは同封した判別方法により確認できる。まずは、社内の電気設備の管理を担当されている方に問い合わせさせていただきたい。
変圧器とコンデンサーはどこに設置利用されているものなのか？ 保管場所はどのような場所にあるものなのか？	使用中は電気室、受電室等に設置、使用を終えて保管しているものは別倉庫等に移動して保管しているケースもある。社内の電気設備の管理を担当されている方に問い合わせさせていただきたい。
電気主任技術者とはどういう方か？	電気設備がある事業所でその設備を管理されている技術者免許を持った方をいいます。
電気主任技術者はいないがどうすればよいか？	自家用電気工作物設置者として届出されている事業所には必ず電気主任技術者が必要である。外部委託されている場合もあるので、社内の電気設備の管理を担当されている方に問い合わせさせていただきたい。

**PCB含有電気機器の保有に関する調査票**

PCB含有電気機器等は、PCB特措法及びPCB処理基本計画で定められた期限までに処理しなければなりません。

北九州事業エリア（沖縄県・九州・中国・四国 17県）の高濃度PCB廃棄物の処分期間及び計画的処理完了期限

- ・PCB使用変圧器・コンデンサー等  
処分期間  
計画的処理完了期限：平成30年3月31日  
：平成31年3月31日
- ・PCB安定器等・汚染物  
処分期間  
計画的処理完了期限：平成33年3月31日  
：平成34年3月31日
- 低濃度(微量)PCB廃棄物の処理期限  
：平成39年3月31日

使用中の電気設備については、接触等により感電の恐れがあり非常に危険ですので、調査のために設備に近づかないでください。銘板記載内容を転記するなど、既に作成された書類により確認できる範囲で調査してください。また、調査にあたっては、電気設備を管理している電気主任技術者に必ずご相談ください。

以下の設問について、該当する答えに○印を付けてください。

1. PCB廃棄物特別措置法に基づき、〇〇県に対し PCB 含有電気機器の保管状況について届出をされていますか。
 

1. 届出している	2. 届出していない	3. わからない
-----------	------------	----------
2. 使用を終えて保管している変圧器、コンデンサー等がありますか。
 

1. 保管している	2. 保管していない	3. わからない
-----------	------------	----------

使用を終えて保管している変圧器、コンデンサーに、PCB 機器はありませんか。

1. PCB 機器を保管している	2. PCB 機器は保管していない	3. わからない
------------------	-------------------	----------
3. 使用中の変圧器、コンデンサー等がありますか。
 

1. 使用している	2. 使用していない	3. わからない
-----------	------------	----------

使用中の変圧器、コンデンサー等に、PCB 機器はありますか。

1. PCB 機器を使用している	2. PCB 機器は使用していない	3. わからない
------------------	-------------------	----------
4. 使用を終えて保管している PCB 使用安定器がありますか。
 

1. 保管している	2. 保管していない	3. わからない
-----------	------------	----------
5. PCB が含まれている安定器を使用していますか。
 

1. 使用している	2. 使用していない	3. わからない
-----------	------------	----------

●●郵便局私書箱●●号  
●●●●●●●●●●

公益財団法人 産業廃棄物処理事業振興財団  
PCB 含有機器調査特設事務局  
行き

記入内容について問い合わせさせていただくことがありますので、記入者情報・連絡先を御記入ください。(同封の個人情報シールをお貼りください)

事業所名	
事業所住所	〒
記入者	所属・役職 氏名
電話番号	
記入年月日	平成 年 月 日
調査 No.	●●●●●●

環境省業務委託先  
公益財団法人 産業廃棄物処理事業振興財団  
PCB 含有機器調査特設事務局  
【お問い合わせ電話番号】 0120-\*\*\*-\*\*\*

平成〇〇年〇月

自家用電気工作物設置者の皆様へ

環境省・〇〇県

P C B含有機器調査特設事務局

**P C B含有電気機器の保有に関する調査について**  
(お願い)

日頃から環境行政にご理解、ご協力いただき厚くお礼申し上げます。

環境省及び〇〇県では、P C B廃棄物の処理促進に向け、P C B (ポリ塩化ビフェニル) を含有している変圧器、コンデンサー等 (以下、「P C B含有電気機器」という。) の把握を進めています。

P C B含有電気機器の保管事業者は、P C B特別措置法に基づき、毎年、管轄自治体に保管等の状況に関する届出が義務づけられているとともに、P C B処理基本計画で定められた期限内に処分を行わなければなりません。

北九州事業エリア (沖縄県・九州・中国・四国 17県) の高濃度P C B廃棄物の計画的処理完了期限は、P C B使用変圧器・コンデンサー等が平成31年3月31日、P C B使用安定器等・汚染物が平成34年3月31日、また、低濃度(微量) P C B廃棄物の処理期限は平成39年3月31日となっています。

保管事業者は、J E S C Oへの処分委託を処分期間 (計画的処理完了期限の1年前) 内に行う必要があります。

本調査は、平成〇〇年〇月に一度調査票 (「P C B含有電気機器の保有に関する調査について (お願い) 」) を送付させていただきましたが、御返信をいただけなかったことから、あらためて調査をさせていただきますものです。

つきましては、御多忙中とは存じますが、返信はがき (調査票) に必要事項を御記入の上、御返送いただきますようお願い申し上げます。

- 本調査は、経済産業省〇〇産業保安監督部の協力のもと、環境省及び〇〇県が実施しています。
- ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法 (P C B廃棄物特別措置法) に基づき、既に、〇〇県に届出されている事業者様におかれましても、お手数ですが御返信いただきますようお願いいたします。
- 既に、御返信をいただいている場合につきましては、二度のお願いとなって誠に申し訳ありませんが、あたらためて今回の返信はがきにより御返送をお願いいたします。
- 返信はがき (調査票) は、平成〇〇年〇月〇〇日 (〇) までに投函してください。御返信が無い場合、事務局から電話より問い合わせする場合があります。
- 調査の内容や記入方法等について、御不明な点がございましたら、下記までお問い合わせください。

【お問い合わせ窓口】 公益財団法人 産業廃棄物処理事業振興財団

環境省・〇〇県 P C B含有機器調査特設事務局

(電話) 0 1 2 0 - 〇〇〇 - 〇〇〇

電話の受付は平成〇〇年〇月〇日までの平日 10 時~16 時とさせていただきます。

第〇〇〇号  
平成〇〇年〇月

自家用電気工作物設置者 各位  
(又は〇〇株式会社 〇〇様)

〇〇都道府県市  
(廃棄物担当部局長名等)  
協力機関：〇〇産業保安監督部

### 高濃度PCB廃棄物等の有無確認及び期限内処理について（お願い）

日頃から環境行政に御理解、御協力いただき厚くお礼申し上げます。

〇〇都道府県市では、ポリ塩化ビフェニル（以下「PCB」という。）廃棄物の処理促進に向け、PCBを含有している変圧器、コンデンサー、安定器等やこれらが廃棄物となったもの（以下「PCB廃棄物等」という。）の把握のため、その保有に関する調査を進めてきました。PCB廃棄物等の保有に関する調査については、平成〇〇年〇月及び平成〇〇年〇月に、御社に調査票（「PCB含有電気機器の保有に関する調査について（お願い）」）を送付いたしました。御回答いただけておりません。

この度、経済産業省〇〇産業保安監督部の協力の下、改めて最終のお願いをさせていただきます。

PCB廃棄物等の保管・所有事業者は、PCB特別措置法に基づき、毎年、管轄自治体に保管及び処分の状況に関する届出が義務づけられているとともに、定められた期限内に、使用中のものを含めて廃棄し処分を行わなければなりません。

高濃度PCB廃棄物は、中間貯蔵・環境安全事業株式会社（以下「JESCO」という。）の全国5ヶ所のPCB処理事業所において、処理が行われております。北九州事業所の対象地域（中国・四国・九州及び沖縄各県）の高濃度PCB廃棄物の処分期間は、変圧器・コンデンサー等が平成30年3月31日（、安定器等・汚染物が平成33年3月31日）までとなっています。JESCOの各事業所の操業には期限があり、高濃度PCB廃棄物は処分期間を過ぎると事実上処分することができなくなることから、処分期間である〇年度中に確実にJESCOへの処分委託（処分に関する契約）を終えていただく必要があります。

つきましては、貴社におかれましては、今一度、該当するPCB廃棄物等がないか御確認いただき、万が一発見された場合には〇月〇日までに本都道府県市に御報告いただくとともに、できるだけ速やかに処分委託を完了していただくようお願いいたします。

なお、上記の処分期間を過ぎて高濃度のPCB廃棄物等をお持ちの場合には、法に基づく改善命令の対象となり、これに従わない場合には3年以下の懲役もしくは一千万円以下の罰金刑に処せられ、又はこれを併科されることとなります。

【本件に関するお問い合わせ先】

〇〇都道府県市 産業廃棄物主管課  
担当：〇〇  
(電話) 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇